

「平成18年税制（耐震改修促進制度の創設）」

（所得税）

- ・昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築されたもので、現行の耐震基準に適合していない住宅について、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修をした場合、改修費と当該改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない額（200万円を上限）の10%を所得税額から控除。

（固定資産税）

- ・昭和57年1月1日以前に所在する住宅について、30万円超の費用をかけて、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を行った場合、120㎡相当部分までの固定資産税額を最大3年間2分の1に減額。

（法人税）

- ・平成18年4月1日から平成22年3月31日までに、青色申告書を提出する法人が、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に規定する特定建築物で、同法第7条第2項の規定による特定行政庁の指示を受けていないものについて、同法第10条に規定する計画の認定を受けた計画に基づく耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に伴って取得等をした建物の部分の取得価格の100分の10を特別償却。